

## 「第三者による財産管理」ってなんですか

本人に代わって本人の財産（現金や通帳など）を用いて支払いや振り込みをするサービスのことです。本人とサービス提供者との契約によって実施内容を定めるケースが多い。

## 「第三者による財産管理」って聞いたことがないなあ

弁護士や税理士等専門職をはじめ、社会福祉協議会が提供する「日常生活自立支援事業」、民間の専門団体がサービスを提供しています。また、高齢者を対象とした入所施設では約半数の施設で財産管理サービスが提供しているようです。

## 「第三者による財産管理」ってどんなサービスなの

財産（通帳、印鑑、保険証書、権利書等）の保管と財産を用いた作業（支払、振込、現金（生活費等）の持参等）が基本サービスとなります。サービス提供者によってサービス内容が異なります。

## 「第三者による財産管理」を利用するには…

施設入所や福祉サービスを受けている場合は提供している事業所が合わせて財産管理サービスも提供しているケースが多いので、事業所に相談してみてください。日常生活自立支援事業についてはお近くの社会福祉協議会や行政におたずねください。

we  
CAN  
NAVIGate  
you

あなたを守る制度があります  
あなたを守る人がいます

特定非営利活動法人

NPO かなびの丘

〒591-8032 大阪府堺市北区百舌鳥梅町1-18-1

TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

MAIL. info@kannabi.jp / URL. <https://www.kannabi.jp>

笑顔のためにできることのすべてを

